



# りそな銀行アジアニュース

2014年7月23日  
りそな銀行 国際事業部

RESONA

【上海駐在員事務所】

## 「外資審査管理業務の改善に関する通達について」

2014年6月17日、商務部は『外資審査管理業務の改善に関する通達』（以下『通達』と省略）を公布しました。外商投資企業の初回出資比率、現金出資比率、出資期限に係る制限を撤廃することや、最低資本金の制限も特定の業種を除いて廃止することを明記しました。主な内容は以下の通りです。

### ■背景

2013年12月28日、改正『会社法』の公布に伴い、最低資本金額、出資金振込検査報告（验资報告）、出資期限等の制限が撤廃されています。しかし、外商投資企業は「会社法」のほか、「外資三法」にて別途制限が設けられており、動向が注視されていました。

今回の『通達』によって、外商投資企業に対しても、下記の改革措置が適用されることになりました。

### ■主要な変更内容と注意点

1	外商投資企業の初回出資比率、現金出資比率、出資期限に係る制限を撤廃。 特定の業種をのぞき、最低登録資本金に関する制限も取り消す。
2	外商投資企業の資本金額や出資方式、出資期限については、出資者による自主的な約定に委ねられるが、その約定を会社定款や合弁規約に記載する必要がある。
3	登録資本金と投資総額の比率（投注差）については、従来規定をそのまま適用する。
4	一部の業種を除く外商投資企業に対して、今後は資本金払込状況を審査しない。しかし、「外商投資統計制度」に基づき、外商投資企業は「出資証明書」を提出しなければならない。 また、資本金払い込み後、出資証明書の副本写しとその関連証明書類を、出資証明書発行後の30日以内に所在地の商務部門に提出しなければならない。

2013年9月に設立された中国（上海）自由貿易試験区では、外商投資企業を含め既に最低資本金額、初回出資比率、現金出資比率、出資期限の制限を緩和しています。また、「ネガティブリスト」に掲載される特定業種を除き、外商投資企業の設立に係る審査・批准手続が届出制度に簡素化されています。

照会先：国際事業部 （東京）電話 03-6704-2723  
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \*禁無断転載